

令和8年度 ごみの持ち出し日

(令和8年4月～令和9年3月)

東高橋区

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
資 源 物	12	10	14	12	9	13	11	8	13	10	14	14	毎月第2日曜日 午前7:00～8:00(4～9月) 午前8:00～9:00(10～3月) 東高橋区集積所(東高橋320番地4) (東高橋郵便局前)
粗 大 ご み	5		7		2		4		6		7		偶数月第1日曜日 午前7:00～8:00(4～8月) 午前8:00～9:00(10～2月) 東高橋区集積所(東高橋320番地4) (東高橋郵便局前)
有 害 ご み	5		7		2		4		6		7		
可 燃 ご み	毎週火・金曜日 8:30まで(厳守) 祝日も収集します。(年末は12/29(火)まで、年始は1/5(火)から) 笛吹市指定ごみ袋でないと回収いたしません。												
有 料 ご み	年1回	タイヤ 車両用バッテリー (車・バイク等) 12月6日(日)午前8時から午前10時まで 場所は未定(広報で追ってお知らせします。)											
ミ ッ ク ス ペ ー パ ー	毎週水曜日・土曜日 (年始除く) 8:30まで(厳守)						東高橋区公民館						
そ の 他 プラスチック													

★詳細については、笛吹市ごみの分け方パンフレットを参照して下さい。

東高橋区 環境指導員